



平成28年9月20日

「平成28年度地域別最低賃金」

大阪府の地域別最低賃金は10月1日より **883** 円です。

★平成28年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント ★

- ・改定額の全国加重平均額は823円(昨年度798円)
- ・全国加重平均額25円の上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降、最大の引上げ(昨年度は18円)
- ・最高額(東京都932円)と最低額(宮崎県等2県714円)の比率は76.6%(昨年度は76.4%)。なお、この比率は昨年度に引き続き2年連続の改善)

平成28年度地域別最低賃金額答申状況

都道府県名	答申最低賃金時間額	引上げ額円	発効(予定)年月日	都道府県名	答申最低賃金時間額	引上げ額円	発効(予定)年月日
北海道	786 (764)	22	平成28年10月01日	滋賀	788 (764)	24	平成28年10月06日
青森	716 (695)	21	平成28年10月20日	京都	831 (807)	24	平成28年10月02日
岩手	716 (695)	21	平成28年10月05日	大阪	883 (858)	25	平成28年10月01日
宮城	748 (726)	22	平成28年10月05日	兵庫	819 (794)	25	平成28年10月01日
秋田	716 (695)	21	平成28年10月06日	奈良	762 (740)	22	平成28年10月06日
山形	717 (696)	21	平成28年10月06日	和歌山	753 (731)	22	平成28年10月01日
福島	726 (705)	21	平成28年10月01日	鳥取	715 (693)	22	平成28年10月12日
茨城	771 (747)	24	平成28年10月01日	島根	718 (696)	22	平成28年10月01日
栃木	775 (751)	24	平成28年10月01日	岡山	757 (735)	22	平成28年10月01日
群馬	759 (737)	22	平成28年10月05日	広島	793 (769)	24	平成28年10月01日
埼玉	845 (820)	25	平成28年10月01日	山口	753 (731)	22	平成28年10月01日
千葉	842 (817)	25	平成28年10月01日	徳島	716 (695)	21	平成28年10月01日
東京	932 (907)	25	平成28年10月01日	香川	742 (719)	23	平成28年10月01日
神奈川	930 (905)	25	平成28年10月01日	愛媛	717 (696)	21	平成28年10月01日
新潟	753 (731)	22	平成28年10月01日	高知	715 (693)	22	平成28年10月13日
富山	770 (746)	24	平成28年10月01日	福岡	765 (743)	22	平成28年10月01日
石川	757 (735)	22	平成28年10月01日	佐賀	715 (694)	21	平成28年10月02日
福井	754 (732)	22	平成28年10月01日	長崎	715 (694)	21	平成28年10月06日
山梨	759 (737)	22	平成28年10月01日	熊本	715 (694)	21	平成28年10月01日
長野	770 (746)	24	平成28年10月01日	大分	715 (694)	21	平成28年10月01日
岐阜	776 (754)	22	平成28年10月01日	宮崎	714 (693)	21	平成28年10月01日
静岡	807 (783)	24	平成28年10月05日	鹿児島	715 (694)	21	平成28年10月01日
愛知	845 (820)	25	平成28年10月01日	沖縄	714 (693)	21	平成28年10月01日
三重	795 (771)	24	平成28年10月01日	全国加重平均	823 (798)	25	— — —

()は、平成27年度地域別最低賃金

★ 非正規雇用労働者の処遇改善のための支援が拡充 ★

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

「キャリアアップ助成金」の賃金規定等の改定(処遇改善コース)が拡充されます。

①中小企業に対する加算措置の創設

②より利用しやすいように支給要件を緩和(平成28年8月5日～)

「最低賃金総合相談支援センター」による相談支援もあります。